

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	回収等の命令
概要	毒物及び劇物取締法において、毒物劇物営業者の行なう毒物及び劇物の廃棄の方法が法律の基準に適合せず、不特定多数の者に対して保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合は、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	毒物及び劇物取締法第15条の3 (昭和25年12月28日法律 第303号)
処分基準	毒物劇物営業者の行う毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が第15条の2の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者については、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずる。
ホームページ	
備考	